

# JAグループに係る独占禁止法違反行為を 防止するための取組について

令和3年3月

**農林水産省**

# JAグループに係る独占禁止法違反行為を防止するための取組について

- 農協については、組合員からメリットで選ばれるよう、不公正な取引を根絶させなければならないという認識の下、平成27年の農協法改正において、**組合員に対する事業利用の強制の禁止を明示的に規定**。改正農協法の趣旨の徹底のため、農林水産省においては、**公正取引委員会と連携**して、毎年、都道府県の農協指導担当者に講義等を行っているほか、農協等に対しても直接周知徹底を行うなど、独占禁止法遵守に向けた指導を行ってきた。
- その上で、違反事案が生じた際には、農協等に対して、**違反事案を周知**し、各農協において違反となるような行為がないか改めて**自己点検を求め**、独占禁止法遵守を徹底するよう指導してきた。
- 今後も、公正取引委員会や都道府県とも連携し、農協の監督等の中で**粘り強く繰り返し周知徹底**を行うとともに、疑い案件に関する情報があれば公正取引委員会に速やかに通報しつつ、都道府県とも連携して状況把握・改善指導を行うことなどを通じ、**違反事案の根絶に向けて不断に取り組んでいく**。

## ○ これまでの農林水産省の取組状況

時期	取組内容
平成23年2月	<b>農協監督指針</b> の改正 (事業利用の強制及び独占禁止法違反の排除等について内容を追加)
平成27年3月	<b>農協法改正</b> (事業利用の強制の禁止を明示的に規定)
平成28年11月 ～29年3月	<b>公正取引委員会と連携</b> し、農業分野における独占禁止法等に係る説明会・個別相談会を <b>全国12会場</b> で実施
平成29年3月	経営局長通知「独禁法遵守の再徹底について」を全国農業協同組合中央会に発出
平成30年3月	協同組織課長通知「独占禁止法遵守の再徹底について」を <b>都道府県担当宛</b> に発出
平成30年4月 平成31年4月 令和2年4月	<b>公正取引委員会と連携</b> し、 <b>都道府県</b> 農協指導担当者会議、検査指導担当者会議にて独禁法遵守について講義等
平成30年 令和元年 令和2年	農協との対話や定期的なヒアリングにおいて、 <b>個別農協ごと、都道府県の区域ごと</b> に、独禁法遵守について周知

※ 上記のほか、農協監督指針に基づく都道府県の定期的な指導状況を確認し、必要に応じて助言等を実施

## ○ 農業協同組合法(抜粋)

第10条の2  
組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその**利用を強制してはならない**。

## ○ 農協監督指針(抜粋)

- Ⅱ-3-2  
～中略～
- ① 例えば、  
ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること  
イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること  
ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限すること  
など、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為や、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。
- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針(平成19年4月18日公正取引委員会)」について、組合の関係者への周知・徹底が図られているか。
- ③ 組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。
- ～中略～  
必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して**各組合の取組状況を把握**し、問題が生じるおそれがある場合等には**改善を促すものとする**。